

## 定款

## 第1章 総 則

## 第1条（商号）

当社は、株式会社JBイレブンと称し、英文では、JB ELEVEN CO., LTD. と表示する。

## 第2条（目的）

当社は、次の事業を営むことならびに次の事業を営む会社その他の法人等の株式または持分を所有することにより、当該法人等の経営管理およびこれに付帯するまたは関連する業務を行うことを目的とする。

1. 料理飲食店の経営
2. 飲食店、フランチャイズチェーン店の加盟店募集および加盟店指導業務
3. 生鮮食料品、加工食料品、冷凍食料品、冷蔵食料品の販売
4. 飲食店経営のコンサルティング
5. 不動産の売買、仲介および賃貸ならびに管理
6. 店舗用設備、厨房用機器、什器備品の販売または賃貸借
7. 店舗設計および室内装飾の企画、デザイン業務
8. 各種イベント、キャンペーン等販売促進に関する行事の企画運営
9. 広告代理業
10. 知的財産権の取得、利用許諾、譲渡および管理業務
11. 情報処理サービス業および情報提供サービス業
12. 労働者派遣事業
13. 損害保険代理店業
14. 食品、農畜水産物の加工および販売
15. 飲食店向けの消耗品および備品の販売
16. 食品、農畜水産物の加工技術指導
17. 食品、農畜水産物の輸送、冷蔵および冷凍保管
18. 人事管理および労務管理の事務代行業
19. 教育研修の企画および実施
20. 前各号に付帯する一切の業務

## 第3条（本店の所在地）

当社は本店を、愛知県名古屋市に置く。

## 第4条（機関）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

## 第5条（公告方法）

当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

## 第2章 株 式

## 第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、14,560,000株とする。

## 第7条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100 株とする。

## 第8条（当会社の単元未満株式を有する株主の権利）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第9条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

## 第10条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

## 第11条（招集）

当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

- ② 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

## 第12条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

## 第13条（招集権者および議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

## 第14条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## 第15条（決議方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

## 第16条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を、当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役、取締役会および執行役員

## 第17条（員数）

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

## 第18条（選任方法）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

## 第19条（任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- ④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

## 第20条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長および取締役社長各1名を定めることができる。

## 第21条（執行役員）

取締役会は、その決議によって執行役員を選定し、業務を分担して執行させること

ができる。

- ② 取締役会は、執行役員の中から、社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員および上席執行役員を選定することができる。

#### 第22条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### 第23条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

#### 第24条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

#### 第25条（取締役会の議事録）

取締役会における議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役は、これに記名押印または電子署名を行う。

#### 第26条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

#### 第27条（取締役への重要な業務執行の決定の委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

#### 第28条（相談役および顧問）

取締役会の決議により、相談役および顧問各若干名を定めることができる。

#### 第29条（取締役の責任限定契約）

当社は、取締役（業務執行取締役または支配人その他の使用人である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失が無いときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第５章 監査等委員会

## 第 30 条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

## 第 31 条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

## 第 32 条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

## 第 33 条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会における議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査等委員は、これに記名押印または電子署名を行う。

## 第 34 条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第６章 計 算

## 第 35 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。

## 第 36 条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

## 第 37 条（剰余金配当の基準日）

当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年３月31日とする。

- ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年９月 30 日とする。  
③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

## 第 38 条（配当の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

## 附則

## 第１条（株主総会の招集に関する経過措置）

定款第 11 条(招集)の変更は、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本条は、効力発生日経過後、これを削除するものとする。

## 第２条（電子提供措置に関する経過措置）

定款第 14 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。
- ③ 本条は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

|    |           |           |
|----|-----------|-----------|
| 制定 | 昭和 5 6 年  | 8 月 3 1 日 |
| 改定 | 昭和 6 1 年  | 8 月 3 0 日 |
|    | 昭和 6 3 年  | 3 月 3 1 日 |
|    | 平成 3 年    | 8 月 1 0 日 |
|    | 平成 4 年    | 8 月 6 日   |
|    | 平成 5 年    | 7 月 7 日   |
|    | 平成 6 年    | 6 月 2 0 日 |
|    | 平成 7 年    | 6 月 1 2 日 |
|    | 平成 7 年 1  | 1 月 1 7 日 |
|    | 平成 8 年    | 8 月 3 0 日 |
|    | 平成 9 年    | 9 月 2 6 日 |
|    | 平成 1 0 年  | 9 月 2 5 日 |
|    | 平成 1 4 年  | 9 月 2 6 日 |
|    | 平成 1 5 年  | 9 月 2 9 日 |
|    | 平成 1 7 年  | 9 月 2 2 日 |
|    | 平成 1 8 年  | 9 月 1 日   |
|    | 平成 1 8 年  | 9 月 2 2 日 |
|    | 平成 1 9 年  | 9 月 2 6 日 |
|    | 平成 2 0 年  | 9 月 2 5 日 |
|    | 平成 2 1 年  | 9 月 2 4 日 |
|    | 平成 2 3 年  | 9 月 2 1 日 |
|    | 平成 2 6 年  | 4 月 1 日   |
|    | 平成 2 6 年  | 6 月 2 3 日 |
|    | 平成 2 7 年  | 6 月 2 9 日 |
|    | 平成 2 8 年  | 6 月 2 7 日 |
|    | 平成 2 9 年  | 4 月 1 日   |
|    | 2 0 2 2 年 | 6 月 2 7 日 |
|    | 2 0 2 4 年 | 6 月 2 4 日 |